# 違法伐採対策

- 日本は何をしてきたか -

林野庁ガイドラインからクリーンウッド法へ

背景と業界の自主的取り組みの経緯

2021年10月11日 (一社)全国木材組合連合会 森田一行

## 1. 背 景 (動機?)

```
1992年
      環境と開発に関する国連会議(リオ・サミット) 「持続可能な森林経営」
1993年
      FSC森林認証制度の発足
     インドネシア、メガワティ大統領による違法伐採対策への言及(バリ会合)
1999年
2000年
     九州・沖縄 サミット(日本)
2001年
     WTOドーハラウンド開始
2002年~ EU 「FLEGT」 Forest Law Enforcement, Governance & Trade
2002年
      カナナスキス サミット(カナダ)
    日・インドネシア 「違法伐採対策のための共同発表」
2003年
2003年 SGEC「緑の循環認証会議」の発足
2003年~ 日・マレーシア、日・インドネシア等 EPA交渉開始
     グレンイーグルス サミット(英国)
2005年
```

#### 基本的な対処方針

- 内外無差別 → 日本国内の森林・木材産業における取組と同様の措置を海外(輸出 国)にも求める
- 違法伐採に由来する木材・木材製品の特定は困難 → 合法性が確保・証明された木材・木材製品の優先的な利用(グリーン購入法による政府調達)
- ・ 業界、業界団体の自主的・主体的な取組

## 2-1. グリーン購入法とガイドライン

## 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)

国等における調達の推進

\*基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

〇2006<u>年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加</u> 「紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材]

〇2015年基本方針変更:合板型枠(公共工事資材のうち)を追加

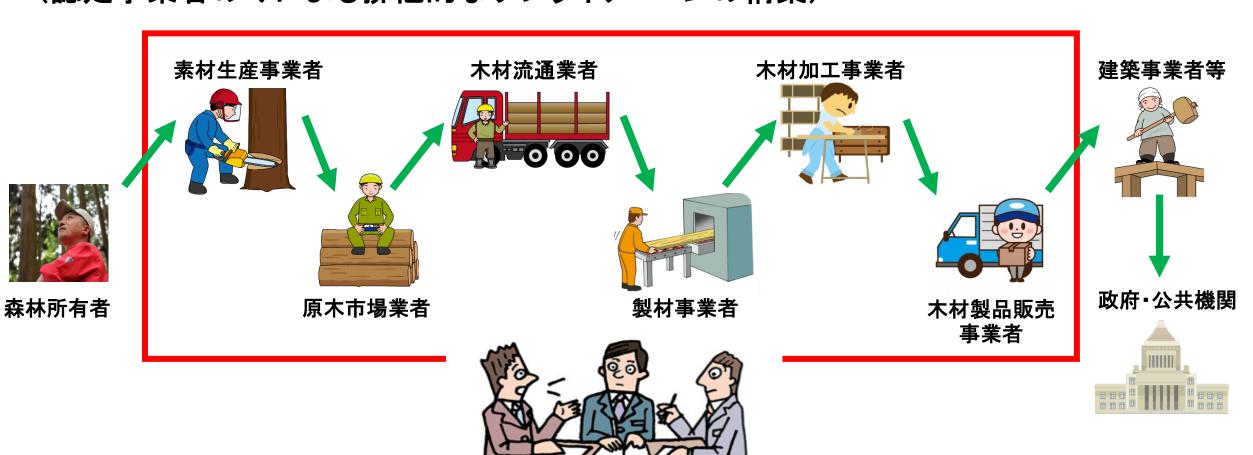
## 「林野庁ガイドライン」

グリーン購入法で政府調達の対象とする「合法木材の証明方法」を規定

- 1. 森林認証とCoC認証を活用した方法
- 2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法
- 3. 個別企業による自主的な証明方法 (製紙業界etc.)

## 2-2. グリーン購入法とガイドライン

認定事業者による合法木材の証明書の連鎖 (認定事業者のみによる排他的なサプライチェーンの構築)



業界団体:審査のうえ事業者を合法木材供給事業者として認定

## 2-3. グリーン購入法とガイドライン

# 業界団体認定方式の特徴

業界団体の信頼性を根拠にしているため 低コスト・効率的

- 1 低コストは、鉄やアルミ製品など、他 の建築資材と競合する木材業界では、 不可欠な条件
- 2 業界、業界団体の「自主性」、「主体性」を尊重するとともに、木材関係団体の「求心力」、「会員規律」を活用
- 3 都道府県産材の利用拡大活動等と 連携

#### 認定事業者の行うべき事項

#### (分別管理)

- ・分別管理の場所を有していること
- ・分別管理の方法が定められていること

#### (帳票管理)

- ・入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること
- ・関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

#### (責任者の選任)

・本取組の責任者が1名以上選任されていること

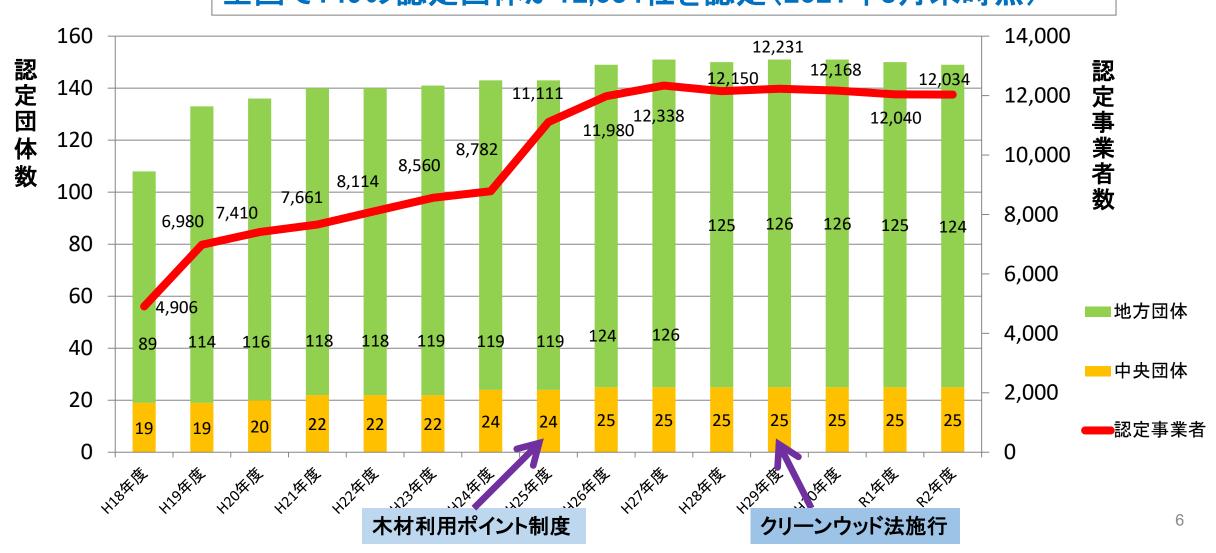
#### 認定事業者の責務

- ・認定団体が実施する認定事業者研修には必ず出席 する
- 合法木材取扱実績報告は必ず認定団体に提出する (毎年)

## 2-4. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

#### 認定団体数と認定事業者数の推移





### 3. クリーンウッド法への期待

- 1 クリーンウッド法の目標(どのような世界を目指すのか)がわかりにくい。
  - 森林認証も含めて、合法性、持続可能性、低炭素化等の差別化が提案される中で、「CW法の位置づけ」の明確化が必要。
  - ・ CW法のアプローチの合理性について「共感」が得られる説明が必要。(木材関連事業者は、消費者に説明責任を有する。)
  - 目的達成に最適な施行・運用を行うための体制の構築。
- 2 国・地域ごとに異なる原因、異なる症状への個別対応が課題となってきた違法伐採問題を、一律の貿易規制、利用 規制で対処することが、今でも有効なアプローチか。
  - 生産国内でも議論が分かれるような判断が難しい個別案件のみが残っているのではないか。
- 3「D/D」、「リスク評価」の具体的手法・判断基準(追加的措置など)が曖昧で、「判断」が事業者にゆだねられている。
  - ・ 製品・高度加工品輸入へのシフト、第三国(加工国)経由の輸入の増加は「合法性の確認」を困難に。
  - ・「D/D」、「リスク評価」は、確認・判断する側も、審査・評価する側も「恣意的な運用」が可能であり、公平性の担保が必要。
  - 事業者へのアドバイス、相談窓口となる機関の設置。
- 4 水際(第一種木材関連事業)の確認厳格化で、第二種木材関連事業における「確認」を簡略化できるのではないか。
  - 税関等が持つ貿易情報等の活用。
  - 川下の木材関連事業者の積極的な参画促進。
- 5 林野庁ガイドラインとの併存は混乱のもと。
  - 林野庁ガイドラインに基づく仕組みが、CW法でどのように改善されたのか?
  - ・ 法律による措置と民間の自主的取り組みの役割分担。
- 6 クリーンウッド法の「Enforcement」が具体的に見えない。
  - ・「木材関連事業者」の業種間の公平性をどのように担保するのか。(ex. 2020年の木製家具輸入額2.5千億円、HS44類9.4千億円)
  - ・「法律」となったことで、違法伐採対策に向けた業界、業界団体の「自主性」、「主体性」が失われつつあるのではないか。
  - 第三者機関である「登録実施機関」の役割と位置づけ。(適正な審査には経済的裏付けが必要では?)